

鹿児島市交通局における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日
鹿児島市交通事業管理者

鹿児島市交通局における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第15条に基づき、鹿児島市交通事業管理者が策定する行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性の活躍の推進に向けた体制整備等

本局では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課が、本計画の策定、変更、本計画に基づく取組の実施状況、数値目標の達成状況の点検、評価等を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)第2条に基づき、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものを挙げている。

目標：平成32年度までに男性職員の配偶者出産休暇の取得率を100%にする。